

號。初め梅室門で伊勢の人十丈が京都に住して之を稱へたが、門入金澤の卓丈之を纏席し、小齋・一川相享けた。

ジユウソウジンジャ 重藏神社 (一)沿革
—鳳至郡輪島の河合町に在る。もと重藏大明

神とも十藏大権現とも稱した。能登名跡志に、『重藏宮は河合町端に在り。一郡の大社にして近郷の惣社なり。鳳至比古神社とあり。云々。中頃まで兩部習合の社にて、諸堂立並

び七堂伽藍にて、其比國主畠山氏より社領用地七町八段寄附、社頭修理あり。社人社僧多く有て、神林寺・西園寺・佛体寺・觀音寺とありしに、天正の頃石動山衆徒と興せしにより、利家公不殘四ヶ寺共に燒拂ひ給ふより、

今は地名のみ残りあり。ややく神主能門氏、下社家の筋目神人として河合町に四十八人、神子一人残りあり。其後も長家より手傳あつて社頭修理あり。又々繁榮して時々の神事不絶。』と記する。但しこれを延喜式の鳳至比古神社とするは根拠がなく、又式内等舊社記には、『邊津比咩神社。式内一座。大屋庄輪

島河井村鎮座。稱重藏宮。或云重藏權現。祭神山心媛命。』と記して、式の邊津比咩神社であるとしてゐる。

(二)國寶—重藏神社の本殿は、明治三十九年四月内務省から特別保護建造物に指定せられたもので、桁行十六尺二寸五分、梁間十四尺五寸、軒高十一尺五寸四分、棟高廿二尺七寸八分であつたが、明治四十三年の火災に類焼した。當社の舊記に、『奉造立重藏宮一字、大永四年甲申五月十八日大願主藤原温井備前守

(備中守カ)孝宗、代官玉藏坊英性藏主、觀音寺快尊、別當神林寺武乘、神主九郎三郎家次、

願人玄等、同清敏、同宥榮、同成重、大工次郎左衛門秀世、小工三郎四郎家定。』とあり、能登國鳳至郡大屋庄輪島河井村重藏上葺奉加帳に天正十四年丙戌九月廿四日とある建築であつたのである。

又同社藏菩薩面は、明治三十三年四月國寶に指定せられたものである。此の面は木彫で、行道面として鎌倉初期に作られたものと認められてゐる。

その外絹本著色不動明王像八六種・横三七種、木造藥師如來立像体高六三種があり、共に平安末期乃至鎌倉初期の作と認められる。

ジユウソウミヤコキ 重藏宮古記 一冊。
鳳至郡輪島重藏神社の社藏で、文明八年に七尾畠山氏に提出したと稱せられる河井寺社申狀のことである。カハキジヤマウシジョウ 河井寺社申狀。

ジユウソウミヤシヤキ 重藏宮社記 一冊。
鳳至郡輪島町重藏宮の社記であるが、後世の神職によつて書かれたものである。その中に當社が式内鳳至比古神社であることを主張してゐる。

ジユウタイウママハリケミ 銃隊馬廻組
慶應三年十月加賀藩が御馬廻組の士を京都に派遣するに及び、その稱を銃隊馬廻組と改稱した。

シユウタイシコウ 秋臺詩稿 一冊。淺野
屋秋臺が文化四・五年の賦詠で、七言絶句百三十五首、五言絶句十二首、七言律四首を收め、卷末には題骨董册子序と波吉宮門信成之墓碣の二文が添へられてゐる。その詩中には海保

青陵と唱酬したものが多く、又寺島應養・富田痴龍・林蒸坡・龜田鶴山・富田善我・大地晃谷

等との交渉に係るものも少くない。
ジユウタンジ 重藏寺 石川郡宮腰(今の金石)に在つて、正保中から大野湊神社の社僧であつたが、貞享二年罪を得て寺を破却せられた。今重藏寺町の遺名がある。

シユウチユウシヨウ 袖中抄 一冊。正徳
五年金澤書林三箇屋五郎兵衛の藏版目録に見える。略曆であるが、金澤で曆本の梓行せられた濫觴であるといはれる。
シユウドウカン 修道館 安政の頃能美郡小松に起つた學校で、この地に駐在する歩士以上の文武を修業する所であつたが、設備規則等の詳を得ない。
シユウドウカン 修道館 明治の初鳳至郡門前に建てた郷費で、一に集學所とも稱した。信州諏訪の人臨屏生野克長が都講であつたが、三年臨屏の去るに及んで之を閉じた。
シユウトウザツキ 秋灯雜記 一冊。萬巻昌興の著。延寶・天和・貞享・元祿頃の見聞を筆録したものである。
ジユウドヒキヤク 十度飛脚 金澤と小松との間の荷物・書信等を運搬するものに十度飛脚があつた。その創始は寶永二年十一月で、差立日が一月十回であつたからこの名が起つたのであらう。初めは小松町會所から委託する信書は賃金を支給しないといふ定であつたが、後十度飛脚が賃金を受ける荷物の少數なる爲營業に堪へざることを訴へた文書もあるから、遂に他の各地の如く、保護も受けず義務も負はぬ私設の飛脚になつたのであらう。

ジユウニガタキ 十二ヶ瀧 能美郡名蹟誌
に能美郡澤村・布橋村間の川筋に、瀧二十間。

高二丈許の瀧があつて、水十二道に分かれるから十二ヶ瀧といひ、そのほとりに八幡・觀音・不動の三祠があつたのを十二ヶ瀧社といふたが、今はないと記する。

ジユウニサツオサダメガキ 十二冊御定書
十二冊。六冊御定書に洩れたもの、及び寶曆・明和年間までの諸法令、その他職務に關係ある慣例等を類聚したものである。
ジユウニドウ 十二銅 藩政の頃、錢十二文を十二銅というて、佛前に供へる時往々この數を用ひた。それよりも多ければ百八銅を用ひた。

ジユウニヤチ 十二谷 珠洲郡春日野内の小字。
ジユウニンゲミ 十人組 元和元年金澤の町方に十人組の制を設けた。藩末に至つても同様である。但し十人は概數で、戸主八・九人なることも、十一・二人なることもある。十人組幾つかを併せた一町内又は二町内に組合頭があつた。組合頭は、主として家屋賣買の際非違なからしめ、箱番を置いて各自の跡目相續を正當に執行せしむる爲の書類を保管し、亭主番・夜番を置いて自警に任じ、二日譴を行ひて法令の徹底を期する等のことをなした。更に組合頭若干の上に肝煎があり、それが町年寄に支配せられる仕組であつた。

シユウノウ 收納 藩又は藩の給人が、百姓から租米を取入れることを收納といふた。併し百姓の側から、その上納する米穀を指していふ場合にも、御收納米と呼んでゐた。前田利家の天正十三年六月の印書に、『惣百姓にかゝり可取納候。』とある取納も同意で、後世收納と書いても尙シユノウと呼ぶ習慣であつ

た。

た。

た。

た。